

## 研究発表論文 「地域遺産制度」の実態と成果

著者	山川 志典, 伊藤 弘, 武 正憲
著者別名	YAMAKAWA Yukinori, ITO Hiromu, TAKE Masanori
雑誌名	ランドスケープ研究
巻	80
号	5
ページ	537-540
発行年	2017-03
権利	日本造園学会
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2241/00148471">http://hdl.handle.net/2241/00148471</a>

doi: 10.5632/jila.80.537

## 「地域遺産制度」の実態と成果

The actual conditions and results of “System for Local Heritage”

山川 志典\* 伊藤 弘\*\* 武 正憲\*\*

Yukinori YAMAKAWA Hiromu ITO Masanori TAKE

**Abstract:** Today, several local governments in Japan are making attempts to create their own local systems for the conservation and utilization of culture and nature. This study defines these systems as “Systems for Local Heritage” and aims to describe the characteristics and appraise the results of these systems. The Systems for Local Heritage of eight different regions are examined, and common features and differences are identified. The results show that one identified common feature is the importance ascribed to the opinions of the local communities. Furthermore, a difference was detected in the support of conservation and utilization of culture and nature, depending on the department in charge. The Systems for Local Heritage in five regions were found to be based on landscape planning. Three of these regions were selected as case studies of the effects of these systems. The results show that three Systems for Local Heritages had implemented the discovery of local heritage. However, the implementation of conservation and utilization was deemed not sufficient. Among the three case studies, Tono city is noticeable for its high level of involvement of the local residents. System management supporting the continuous involvement of local residents are deemed as beneficial for local heritage.

**Keywords:** *cultural heritage, system for local heritage, landscape planning*

キーワード：文化遺産，地域遺産制度，景観計画

### 1. はじめに

#### (1) 背景と目的

現在，日本各地で継承されてきた地域の文化や自然を「遺産」として，保存・活用する動きがみられる。世界遺産や無形文化遺産は，学術的あるいは国際的な評価に基づき，文化や自然を遺す取組みである。その一方で，地方自治体では，各自自治体が設定した評価基準によって独自に文化や自然を遺産として遺そうとする動きがある<sup>1)</sup>。日本では，文化や自然を主に文化財保護法や条例などの法制度体系に基づいた，指定等文化財（以下，文化財）として保護してきた。近年では，歴史文化基本構想の提唱（2007）や歴史的風致の維持向上に関する法律（歴史まちづくり法）の制定（2008），あるいは日本遺産事業<sup>2)</sup>の開始（2013）など，文化財を保存するだけでなく，その活用も図ることで継承していこうとする傾向にある。そこでは，文化財同士を関連づけるストーリーづくりやまちづくりにおける地域性も求められ<sup>3)</sup>，その発見や保存・活用のための独自の取り組みにも注目が集まっている。

このような地方自治体における独自の取り組みに注目した研究として，田井は，歴史文化基本構想の効果と課題を比較分析するなかで，各自自治体の未指定文化財や文化財の周辺環境へも眼を向けた独自の取り組みの必要性を指摘している<sup>4)</sup>が，具体的な制度については言及していない。具体的な計画や制度に注目した研究としては，福岡県太宰府市の取り組みを対象とした研究<sup>5)</sup>があるが，一つの自治体の事例に限定されている。上記研究対象となった太宰府市のように，独自の取り組みは各地で行なわれているが，全国的な比較による制度的特徴や成果の把握はなされていない。先駆的な取り組みを比較し，その共通要素の把握と独自性を客観的に検証する研究が，今後自治体が制度導入を検討する際の参照として求められる。

本研究では，近年いくつかの地方自治体において取り組まれている「地域が遺すべきと判断したもの」（以下，地域遺産）の継承のための独自の制度<sup>6)</sup>を「地域遺産制度」とし，地域遺産制度

に取り組んでいる複数の基礎自治体を対象に，地域の独自性という観点から地域遺産制度の特性とその成果を把握し，地域遺産制度のありかたを考察する。

#### (2) 対象と方法

地域遺産制度における地域の独自性を把握するためには，そもそも対象となる文化や自然が地域性を有している必要があるため，一定の圏域の制限が必要である。よって，対象とする地方自治体の規模を基礎自治体とした。基礎自治体の取り組みのうち，「一過性の事業ではなく，制度として持続性を担保するために，条例・要綱で規定されていること」「制度の名称に，遺すことを意識しているとうかがえる，遺産という語を含むこと」の2条件から，8自治体の地域遺産制度を対象とした<sup>7)</sup>。

まず，上記8件を対象に，地域遺産制度の共通点と相違点を明らかにするため，条例・要綱，各種計画，議事録，報告書等による文献調査および担当部局へのアンケートから，運営，制度の内容，実績を把握した。運営は，制度に基づいている条例・要綱と計画，担当部局から把握した。内容は，遺産の分類，募集方法，認定組織の構成，保存・活用への支援から把握した。実績は，地域遺産の認定回数と認定件数，文化財との重複から把握した。

上記調査結果から，担当部局と地域遺産制度を含む景観計画および保存・活用支援において，地域遺産制度の実態で示すような特徴的な取組みがみられた。よって，より具体的内容と成果およびその要因を明らかにするため，住民参加（募集方法と保存・活用への取り組み方法），共通項目による認定された遺産の種類比較，地域遺産制度の関連計画における位置づけを，景観計画等の文献調査と担当部局へのヒアリングから把握した。

最後に，地域遺産制度の実態と成果の関係に着目し，地域遺産制度の今後のありかたについて考察を行なった。

### 2. 地域遺産制度の実態

8件の地域遺産制度の運営と内容は表-1のとおりである。

\*筑波大学大学院人間総合科学研究科 \*\*筑波大学芸術系

表-1 地域遺産制度の運営と内容

制度名称	風景市民遺産	遠野遺産認定制度	菊池遺産	下田まち遺産	大垣市景観遺産	認定太宰府市民遺産	龍ヶ崎市民遺産	しまだ市民遺産
自治体	岐阜県多治見市	岩手県遠野市	熊本県菊池市	静岡県下田市	岐阜県大垣市	福岡県太宰府市	茨城県龍ヶ崎市	静岡県島田市
開始年	2001	2007	2009	2009	2010	2011	2015	2015
条例・要綱	多治見市美しい風景づくり条例	遠野遺産認定条例	菊池遺産認定条例	下田市景観まちづくり条例	大垣市景観条例	太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例	龍ヶ崎市民遺産条例	しまだ市民遺産認定事業実施要綱
地域遺産制度を含む計画	景観計画	景観計画	×	景観計画	景観計画	文化財保存活用計画(市民遺産活用推進計画) ・景観計画	×	×
担当部局	都市政策	文化財	地域振興	都市政策	都市政策	文化財	文化財	文化財
遺産と文化財の重複の有無	○	○	○	○	△(註:4)	○	×	×
遺産の分類	×	・有形文化遺産 ・無形文化遺産 ・自然遺産 ・複合的遺産	・有形文化遺産 ・無形文化遺産 ・自然遺産 ・産業遺産 ・複合的遺産	・文化 ・自然 ・歴史 ・人の暮らし ・歴史的建造物	・歴史・文化遺産 ・近代遺産 ・現代資産 ・風景遺産	×	文化財と同じ	・地域の歴史や文化を象徴しているもの ・地域の伝統行事として親しまれているもの ・地域の生活文化の特色を示しているもの ・地域の特筆すべき風景 ・その他認定に値するもの
募集	募集方法	住民へのアンケート	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦
	推薦資格を有しているもの	×(註2)	団体	団体	個人	個人及び団体	団体	個人及び団体
認定組織	住民の代表者	○	○	○	○	○	○	○
	商工会/観光協会関係者	×	○	○	×	×	○	○
	研究者	○	○	×	×	○	○	×
	行政担当者	○	○	×	×	×	×	○
	教育関係者(註1)	×	○	×	×	×	○	×
その他	×	×	×	×	×	育成団体	×	文化協会
保存・活用への支援	遺産の保存・活用を支援する助成金等の有無	○	○	○	○	○	○	×
	推薦時の認定後の保存・活用計画の提出	×(註3)	○	×	×	×	○	○
	保存・活用へのアドバイザー制度の有無	×	○	×	×	○	×	×
	市内地区ごとの行政出先機関	×	○	○	×	○	×	×
役割	×	・応募の告知 ・推薦の相談 ・保存・活用の相談	・推薦の相談 ・保存・活用の相談	×	応募の告知	×	×	×

○はあり、×はなしを示す・情報は、2016年9月1日現在発表されているものを用いた

・註1:教育委員会、学校長・註2:個人へのアンケート調査のため推薦ではない・註3:アンケートによる募集のため・註4:国指定等は除外・註5:制度上設置は可能だが、現在設置していない

(1) 運営

地域遺産制度の根拠となる条例・要綱は、半数の4件が景観条例に基づいており、4件は地域遺産独自の条例・要綱に基づいていた。各種計画との関係を見ると、5件が景観計画に基づいていた。そのうち、認定太宰府市民遺産は、文化財保存活用計画(2005年策定、市民遺産により特化した市民遺産活用推進計画を2011年に策定)と共に、景観計画にも記載されている。担当部局は、菊池遺産のみ地域振興部局であり、文化財部局が4件、都市政策部局が3件と、文化財部局と都市政策部局に大別できる。条例・要綱、計画、担当部局の傾向から、地域遺産制度は景観政策と結びつきが強い傾向がうかがえる。そのなかで、遠野遺産認定制度および認定太宰府市民遺産は、景観計画に基づいているものの、実際の運営は文化財部局が行なっているという違いがみられる。

(2) 内容

1) 遺産の分類

6件の地域遺産制度が遺産の分類を規定していた。龍ヶ崎市民遺産が文化財と同じ分類を採用しているように、有形・無形・自然を中心とした、文化財保護制度や世界遺産の分類を規範とした分類が多くみられた。その一方で、菊池遺産の「産業遺産」、下田まち遺産の「人の暮らし」、大垣市景観遺産の「近代遺産」など、文化財保護制度の分類に依らない独自の分類もみられる。

2) 募集方法

8件全てで住民が地域遺産候補案件を応募できる仕組みになっている。住民へのアンケートを行なった風景市民遺産(多治見市)を除いた7件は、住民からの公募・推薦を行っている。さらに、推薦資格を団体に限定しているものが3件、個人および団体としているもの3件、個人に限定しているものが1件となっており、団体からの公募・推薦による募集を行なう傾向にある。特に、認定太宰府市民遺産では、推薦時の景観・市民遺産育成団体の登録を条件としている。また、下田まち遺産と大垣市景観遺産では、応募用紙に記入するという方法を採用しており、個人の応募が容易である。住民が応募できる点は、従来の文化財保護制度における、主に行政側から指定等の作業が進められるという手順と大きく異なっており、地域遺産制度の特徴と考えられる。

3) 認定組織の構成

応募された地域遺産候補案件は、どの制度でも認定組織が認定するかどうかを判断する。認定組織の構成員をみると、住民の代表者が8件全てで構成員となっていた。また、商工会/観光協会関係者も半数で構成員となっており、住民の意見を尊重した認定が行なわれていることがうかがえる。しかし、住民の代表者もしくは住民代表者と商工会/観光協会関係者だけで構成された認定組織は、菊池遺産と下田まち遺産だけであった。研究者が5件、行政担当者が4件の地域遺産制度で構成員となっており、また、教育関係者を含むものも4件あった。このように、住民以外の関係者を構成員としている地域遺産制度では、住民の意見を尊重しながらも、行政内や外部からの意見も取り入れることで、一定の客観性を担保していると考えられる。

4) 保存・活用への支援

8件中7件において、住民が地域遺産認定後に認定遺産の保存・活用するための活動を実施する場合、その活動への補助金制度が設定されていた。しかし、推薦時に推薦団体(もしくは個人)から認定後の保存・活用計画の提出を求めている地域遺産制度は4件であった。保存・活用の助言を行なうアドバイザーの設置は3件(認定太宰府市民遺産は制度上設置できるが2016年現在設置されていない)のみであった。

また、行政出先機関の地域遺産制度への関与は3件と少なく、推薦および保存・活用の相談の受け付けは、遠野遺産認定制度と菊池遺産のみで行なわれていた。

(3) 実績(表-2)

1) 認定回数と地域遺産件数

風景市民遺産(多治見市)では、2005年に1件を指定して以降、指定が行なわれていない。2015年に始まり、認定回数が1回だけの龍ヶ崎市民遺産としまだ市民遺産を除く5件では、継続的に1回/年認定を行なっている。遠野遺産認定制度と下田まち遺産の地域遺産件数は、それぞれの文化財件数を上回っている。

2) 地域遺産と文化財の重複

6件(大垣市景観遺産は国指定除外)が文化財との重複を制度上可能としており、現状では認定太宰府市民遺産を除く5件で文化財

表－2 各地域遺産制度の認定の現状ならびに文化財との重複

制度名称	風景市民遺産		遠野遺産認定制度		菊池遺産		下田まち遺産		大垣市景観遺産		認定太宰府市民遺産		龍ヶ崎市民遺産		しまだ市民遺産		
認定回数(最新の認定年)	1(2005)		11(2016)		6(2015)		5以上(2015)(註1)		4(2016)		6(2016)		1(2015)		1(2016)		
遺産の分類と件数	遺産件数(文化財重複数)	分類無し	1	有形文化遺産	74(8)	有形文化遺産	83(15)	歴史	59(15)	歴史文化遺産	34(16)	分類無し	12(0)	有形(美術工芸品)	1	地域の歴史や文化を象徴しているもの	9
				無形文化遺産	28(9)	無形文化遺産	7(2)	歴史的建造物	12(0)	近代遺産	8(0)				地域の伝統行事として親しまれているもの	5	
				自然遺産	14(4)	自然遺産	10(4)	自然	53(8)	現代遺産	2(0)				地域の生活文化の特色を示しているもの	0	
				複合的遺産	33(8)	複合的遺産	17(5)	文化	24(3)	風景遺産	26(8)				地域の特産すべき風景	2	
						産業遺産	5(0)	人の暮らし	5(0)						その他認定に値するもの	1	
合計	1	149(28)	122(26)	153(26)	70(24)	12(0)	6	17									
文化財件数(国、県、市合計)	102	148	151	65	221	114	20	88									

・註1:2012年より以前の認定回数は把握できなかった・情報は、2016年9月1日現在発表されているものを用いたとの重複がみられた。遺産件数1件のみの風景市民遺産(多治見市)以外の4件の割合に注目すると、最も重複がみられた大垣市景観遺産が3割程度(70件中24件)であり、他の3件はどれも2割程度にとどまっている。

(4) 運営及び内容と実績の関係

地域遺産制度の運営と内容の関係をみると、担当部局によって制度内容に違いがみられた。文化財部局が担当する場合、認定組織に教育関係者が委員となる傾向にある。また、文化財部局が担当する場合のみ、推薦時に認定後の保存・活用計画提出が求められており、担当部局によって保存・活用の実現性に対する考えかたが異なることがうかがえる。一方、規定される地域遺産の分類は、文化財部局の担当の場合、文化財保護制度や世界遺産の分類に似る傾向にあり、それ以外の部局の担当において独自性がみられた。

制度内容と実績の関係をみると、最も遺産件数の多い下田まち遺産は、応募手順が簡便であるため遺産件数が多いと考えられるが、認定組織は住民の代表者のみで構成されており、地域性が一部の住民の評価に偏る可能性がある。一方、二番目に遺産件数の多い遠野遺産認定制度では、推薦時に認定後の保存・活用計画の提出が求められるなど、応募手順が比較的複雑であるにもかかわらず、住民への支援を行なう行政の出先機関が制度上設けられていることが実績に結びついていると考えられる。

3. 地域遺産制度の成果と要因

前章から、過半数の自治体において、地域遺産制度が景観計画で取り扱われている傾向をふまえ、景観計画に基づいており、研究者を認定委員とし、アドバイザー制度や行政出先機関が地域遺産制度に関わりを持つなど、地域遺産制度において保存・活用の実現性を高めようとしており、地域遺産件数の多い遠野遺産認定制度および大垣市景観遺産と、景観計画の根拠法となる景観法制定以前から取り組んでおり、独自性があると考えられる風景市民遺産(多治見市)の計3件対象に、成果と要因を把握した。

(1) 住民参加

遠野市では、まず遠野市文化研究センター文化課が、遠野市内各地区で出先機関となっている各地区センター<sup>8)</sup>へ募集を伝達する。地区センターは住民団体へ遠野遺産候補となる地域の文化や自然の発見をよびかける。住民団体は、団体内の合意や所有者の同意を得た上で、推薦理由ならびに認定後の保存・活用計画を記載した推薦書を作成し、地区センターを経由して文化課へ提出する。認定後は、みんなで築くふるさと遠野推進事業によって、保存・活用活動への支援策が設定されている。遠野遺産を推薦した団体の種類は、各自治会・自治振興会が46団体66件と最も多く、次いで地域づくり連絡協議会<sup>9)</sup>が7団体59件となっている。みんなで築くふるさと遠野推進事業は、平成19年度から26年度まで44団体が、77回、56件の遠野遺産を対象にした活動が同事業の支援によって実現している。この事業の利用も自治会・自治振興会が32団体48件と最も多い。56件中17件の遠野遺産では、複数回の利用が行なわれており、継続的な取り組みがうかがえる。また、遠野

遺産認定制度を担当している文化課の職員が保存・活用についてアドバイスをを行なっている。

大垣市では、市内各所に置かれた応募用紙への記入の他に、ウェブサイト上の応募フォームやメールでの募集も受け付けている。応募の理由や応募者の情報(氏名など)を記入すれば、個人・団体関係なく応募できる。応募時に求められる内容は、「名称」「所在地」「景観遺産の場所や概要がわかるもの」「応募の理由」であり、保存・活用について記述する項目はない。大垣市では、積極的に景観形成を進める市民団体を「景観形成市民団体」に認定している。現在3団体が認定され、大垣市景観遺産の活用に取り組んでいる。その活動は市より助成を受けているが、これは景観政策の一環としての景観形成市民団体への支援であり、大垣市景観遺産の保存・活用に特化してはいない。

多治見市は、2003年に無作為抽出による多治見市民2,000人に対して行なったアンケートから得られた「美しい風景として将来にわたり残していきたいと思われるもの」および「多治見の風景」の回答と、2002年に市内の小学6年生(1,115人)と保護者(981人)に対して行なったアンケートから得られた「今の多治見」という設問の回答をふまえ、8件の風景市民遺産候補を決めた<sup>10)</sup>。そのうち、住民の意見が最も集まった永保寺(風景市民遺産においては永保寺境内地)が風景市民遺産になったが、その後の指定は行なわれていない。現在、保存・活用は、所有者と行政とのやり取りによってのみ行なわれており、住民は関与していない。

(2) 認定された地域遺産の種類

3件の地域遺産制度では、それぞれ地域遺産の分類が異なっている。比較によって地域遺産の種類における地域の独自性を把握するために共通の分類項目<sup>11)</sup>を設け、かつ、文化財指定の傾向との差異を把握するため、自治体内の文化財と併せて分類・比較した(図-1)。遠野遺産と大垣市景観遺産では建造物等が最も多く、特に大垣市景観遺産では、過半数を占めている。文化財と比べて、遠野市では自然や無形が、大垣市では史跡が最も多く、建造物等は比較的少ないため、地域遺産制度においては文化財とは異なる性格のものが認定されているといえる。また、遠野遺産では史跡・自然・無形がほぼ同数多くあるという傾向もみられる。

(3) 地域遺産の関係計画における位置づけ

遠野遺産は、遠野市景観計画の景観形成ガイドラインにおいて

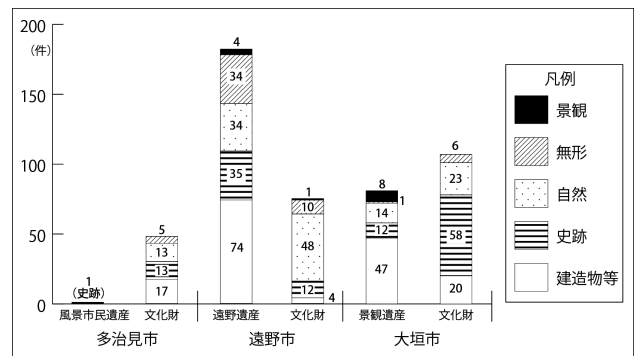


図-1 3地域の地域遺産件数と文化財件数

景観要素として位置づけられ、「景観形成ガイドラインに必要な指針若しくは基準を順次設けるものとし、当市の景観政策の醸成に資する基本施策」<sup>12)</sup>とされている。2016年現在、遠野市景観計画では、景観重要建造物・樹木と遠野遺産との関連はみられない。また、市民の参画を得ることを計画内で目標としているものの、遠野遺産との関係については示されていない。補助金制度は、みんなで築くふさと遠野推進事業補助金交付要綱に基づく、みんなで築くふさと遠野推進事業に組み込まれている。要綱では、「住民団体の地域づくりを目的に行う事業の経費に対して補助金を交付するもの」<sup>13)</sup>としており、住民団体による地域づくり活動の一環として遠野遺産の保存・活用を支援するという扱いになっており、遠野遺産に特化したものではない。

大垣市景観遺産は、景観計画に明記された地域別指定方針により景観計画区域が区分され、景観遺産を「景観まちづくりの核としての積極的な活用を促進」<sup>14)</sup>するとしている。また、特に積極的な保全が求められる大垣市景観遺産は、大垣市景観遺産審議会の意見を聞いたうえで景観重要建造物・樹木に指定される。大垣市景観遺産に特化した助成金制度はなく、景観重要建造物・樹木となった大垣市景観遺産、もしくは景観形成市民団体が大垣市景観遺産の保存・活用を行なう場合に助成される。大垣市景観遺産は、あくまでも景観法の枠組みの中で規定されているといえる。

多治見市の風景づくり計画では、風景づくり重点区域において、かつて実施された風景市民遺産を選出するにあたって得られたアンケート結果の影響もみられる。しかし、風景市民遺産と景観重要建造物・樹木やその他の取り組みとの関連はみられなかった<sup>15)</sup>。風景市民遺産は、所有者等に「風景市民遺産の保存等に係る工事費」もしくは「斜面緑地の保全に係る経費」に対して助成が行われる<sup>16)</sup>。唯一の風景市民遺産である永保寺境内地には、指定された平成17年度から平成23年度にかけて補助金が交付されていた。

#### (4) 各地域遺産制度の成果と要因

遠野遺産認定制度は景観計画で取り扱われているが、認定された遠野遺産は景観重要建造物・樹木などの関連はなく、遠野市の景観を形成する要素として扱われるにとどまっており、他の制度から独立して扱われているといえる。これは、景観計画を策定した都市政策部局ではなく、文化財部局が運営を担当していることの影響と考えられる。一方、遺産候補案件の推薦や認定後の保存・活用においては、今まで地域づくりに取り組んできた行政出先機関である地区センター、および自治会・自治振興会や地域づくり連絡協議会という住民団体が、それぞれの経験と両者間の関係蓄積を活かした結果、手続きが複雑であっても推薦が多くなる傾向となり、保存・活用のための助成金利用へも展開していると考えられる。また、文化財部局が担当していることが、従来景観計画ではあまり取り扱われてこなかった、史跡や無形の文化が認定されている遠野遺産の種類への傾向にも結びついていると考えられる。

大垣市景観遺産は、個人でも応募可能で、応募理由等の記述も容易なために、「近代遺産」や「現代遺産」など特色ある分類の地域遺産も一定数の応募がなされ、認定されたと考えられる。反面、景観法の枠組みの中で捉えているため、景観計画内の仕組みを利用し、景観重要建造物・樹木や景観形成市民団体の活動対象になった大垣市景観遺産のみが保存・活用の対象となっており、それ以外の大垣市景観遺産に対して保存・活用の実現性は担保されていない。

景観法施行以前より取り組んでいた風景市民遺産（多治見市）では、住民へのアンケートが十分に利用しきれておらず、地域遺産制度が充分運用されているとはいえない。これは、条例では風景市民遺産に触れているものの、景観計画が区域を中心として策定されていることが関係していると思われる。

#### 4. まとめ

地域遺産制度は、総じて地域遺産の募集から認定まで住民の意見を反映させようとしていた。また、認定実績において地域遺産件数が文化財件数を上回る自治体もあることや、全ての自治体において文化財と重複している地域遺産は半数未満であることから、独自の地域遺産が発見されているといえる。

しかし、分類の独自性や地域遺産の保存・活用に対する考えについては、担当部局が文化財部局かどうかで差異がみられた。文化財部局の担当の場合、制度で規定する地域遺産の分類は従来の文化財保護制度に類似した分類となる。また、保存・活用計画の提出を推薦主体に求めるなど、住民による保存・活用の実現性を高める制度となっていた。しかし、詳細をみた遠野市においては、遠野遺産が景観計画の中で独立して取り扱われており、保存の意義や活用を検討する際に求められる、自治体内での個々の地域遺産の位置づけは不明である。担当部局が文化財部局以外の場合、地域遺産の分類には独自性がみられたものの、推薦による募集にとどまっている。詳細をみた大垣市では、景観計画において、景観遺産から景観重要建造物・樹木が指定される<sup>17)</sup>としており、推薦者と保存・活用の実施主体が異なることで、当初の評価と実際の管理に齟齬が生じる恐れがある。こうした差異は、地域遺産に対する担当部局の考えかたの違いによるものと考えられる。また、多治見市でみられたように、担当部局が都市政策部局であっても、地域遺産が景観計画の中であまり扱われていない場合、地域遺産の保存・活用計画の策定を要求されないため、保存・活用の取り組みは実現しにくくなる恐れがある。

遠野市では、これまでの地域づくりにおける住民団体や行政と住民団体間で蓄積されてきた経験と関係を活かして、保存・活用を支援できる体制を構築していた。今後、地域遺産制度の運営においては、新組織を構築するのではなく、これまで地域づくりや文化や自然の保存・活用に携わってきた住民団体や関連部局の経験を活かすことで効果的な保存・活用が期待できると考えられる。また、行政内では、今回傾向がみられた文化財担当部局と都市政策部局の特徴を活かした相互補完的な連携も求められる。

謝辞: 本研究はJSPS科研費26283016JAの助成を受けました。

#### 補注及び引用文献

- 1) 例えば、2001年および2004年に選定を行なっている「北海道遺産」がある。
- 2) 文化庁が「地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー」を「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取組を支援（文化庁 (2016) : 日本遺産 (Japan Heritage) パンフレット、4) する事業である。
- 3) 例えば、日本遺産では、ストーリーの審査基準の1つに「地域性」を挙げている。
- 4) 田井 祐子 (2012) : 地域における文化財保護のあり方と課題—「歴史文化基本構想」の取組を中心として—: GRIPS Discussion Papers 11-28, 1-8
- 5) 白神 博明・西山 徳明 (2005) : 条例による文化遺産マネジメントとまちづくり (太宰府市) : 社団法人日本建築学会 (編) 景観法と景観まちづくり, 6-137
- 6) 制度内容によって認定・指定・登録など呼称が異なるが、個別の制度へ言及する場合などを除き、本研究では認定と統一する。
- 7) 新潟市でも新潟市民文化遺産制度要綱 (2013年施行) に基づいて新潟市民文化遺産制度を設けているが、2005年に14市町村が合併しており、一体的な地域文化が希薄と考え、対象から外した。
- 8) 旧遠野市が1970年代に市の施策の伝達や指示、あるいは住民の報告や要望の開き入れ、協議をするために旧村単位の地区ごとに設置した出先機関。2005年の合併後、旧宮守村地区内にも設置されている。
- 9) 地域づくりを目的とした各地区の自治会や婦人会、PTAなどの組織代表者からなる協議会。1971年から1981年にかけて旧遠野市内に8、宮守村合併後、宮守地区内に3つ組織された。
- 10) 多治見市 (2004) : 風景市民遺産指定調査報告書
- 11) 城郭・住居、オフィスビル、橋などの土木構造物を建造物等、古墳、城跡などを史跡、演劇や音楽、工芸技術、民俗芸能、民俗技術などを無形、眺望地を含め面的に景観として捉えているものを景観とした。
- 12) 遠野市 (2008) : 遠野市景観計画, 30
- 13) みんなで築くふさと遠野推進補助金交付要綱
- 14) 大垣市 (2008) : 大垣市景観計画, 30
- 15) 多治見市 (2009) : 多治見市風景づくり計画
- 16) 多治見市美しい風景づくりのための助成金交付要綱
- 17) 前掲書 14) , 30-31